

第4部

特定事業の許可を受けた方へ

第4部 特定事業の許可を受けた方へ

第1 許可を受けた特定事業を実施する場合の留意点

- 1 徳島県生活環境保全条例（以下「条例」という。）第62条の規定により、許可をした特定事業のうち、建設残土等の受け入れを行っている箇所については、許可事業者名、特定事業区域の所在地及び面積、許可期間等を公表することとしています。公表することを望まない場合は申し出て下さい。
- 2 許可の条件を遵守して特定事業を施工してください。
- 3 特定事業に使用される土砂等の採取場所、又は搬入計画について、許可申請の内容に変更が生じた場合は、特定事業変更届出書を提出した上で「土砂等の搬入届」を行ってください。
- 4 特定事業の許可を受けた後に、事務所及び標識の設置、特定事業区域の境界の標示、閲覧用の書類の備付けを行ってください。
- 5 搬入する土砂等の量が増加する場合や期間を延伸しようとする場合は、あらかじめ変更許可が必要となりますので余裕をもって手続に入ってください。
- 6 特定事業を施工する土地について、所有権、賃借権、地上権その他事業実施の妨げとなる権利を有する者に変更があった場合は、速やかに報告してください。
- 7 検査試料の採取は、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点について」（P1－6）を確認のうえ実施してください。
- 8 特定事業に使用された土砂等の量の報告に関し、土砂等量が確認できる資料の提示を求めることがありますので、参考様式などにより整備しておいてください
- 9 別紙「特定事業の施工管理」により、着手時、完了時又は定期的な届出、報告を行ってください。

(1) 届出等

- ① 土砂等搬入届出書
- ② 特定事業着手報告書
- ③ 特定事業変更届出書
- ④ 特定事業完了（廃止）届出書
- ⑤ 特定事業休止（再開）届出書
- ⑥ 特定事業承継届出書
- ⑦ 特定事業変更許可申請書

(2) 定期報告

- ① 特定事業状況報告書
- ② 特定事業水質・土壌検査報告書

第4部(2)

特定事業の施工管理について

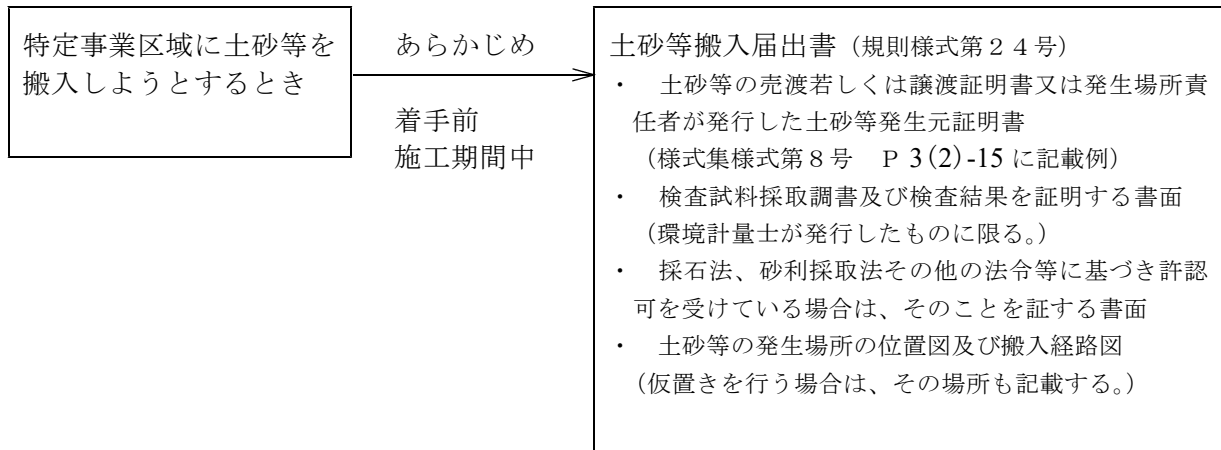
第2 特定事業の施工管理について

特定事業の施工に当たっては、次の手続き等が必要となります。

I 届出等

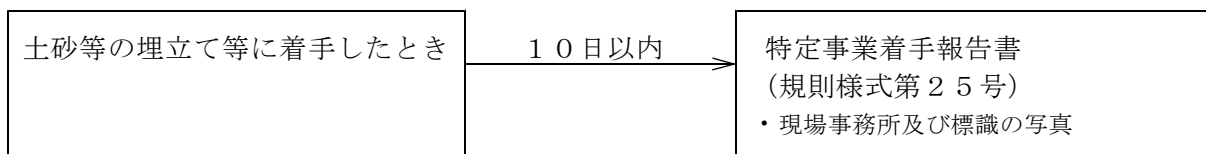
1 土砂等の搬入の届出（条例第69条）

特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の採取場所ごとに、かつ、搬入しようとする土砂等の量が4,000立方メートルまでごとに、当該土砂等が当該採取場所で採取された土砂等であって、土壌基準に適合している旨を知事に届け出てください。（P3(2)-8に記載例）



2 着手報告（条例第70条）

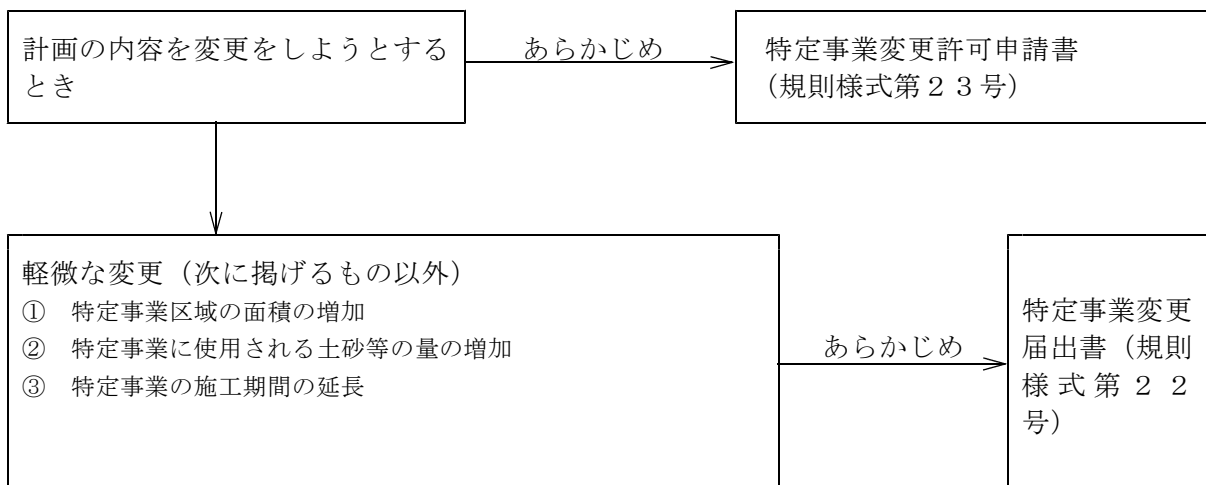
土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、特定事業着手報告書を知事に提出してください。（P3(2)-8に記載例）



土砂等の埋立て等に着手したときとは、土砂等を特定事業区域へ搬入したときを指します。

3 変更（条例第67条、第68条）

特定事業の計画の内容を変更をしようとするときは、あらかじめ、特定事業変更許可申請書（P3(2)-4に記載例）を知事に提出し、知事の許可を受けなければなりません。ただし、軽微な変更をしようとするときは、特定事業変更届出書（P3(2)-5に記載例）を知事に提出してください。

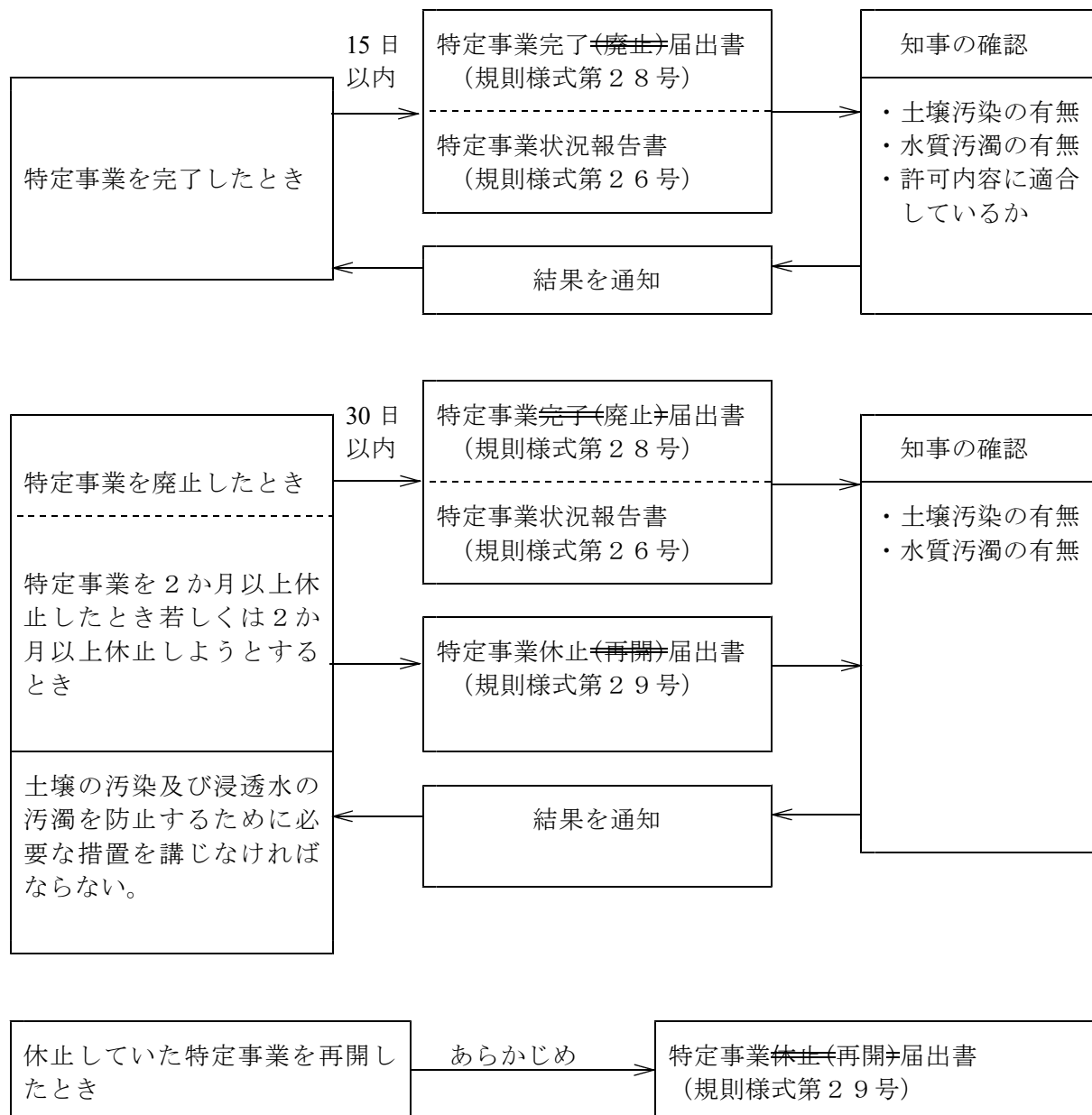


4 完了又は廃止の届出（条例第74条）

許可に係る特定事業を完了した場合にあっては完了した日から15日以内に、特定事業を廃止した場合にあっては廃止した日から30日以内に、特定事業完了（廃止）届出書を知事へ提出してください。（P3(2)-12に記載例）あわせて使用された土砂等の量の報告を行ってください。

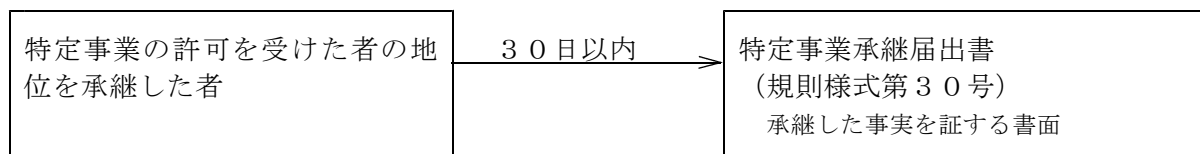
5 休止又は再開の届出（条例第74条）

許可に係る特定事業を2か月以上休止したとき若しくは2か月以上休止しようとするとき、又は休止の届出をした者が特定事業を再開しようとするときは、特定事業休止（再開）届出書を知事に提出してください。（P3(2)-14に記載例）



6 地位の承継の届出（条例第75条）

特定事業の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、特定事業承継届出書にその事実を証明する書面を添付して知事に提出してください。（P 3(2)-14 に記載例）



II 定期報告等

特定事業の許可を受けた者は、特定事業を施工している間、次のとおり報告してください。
なお、条例第79条の規定に基づき、別途、知事が報告等を求めることがあります。

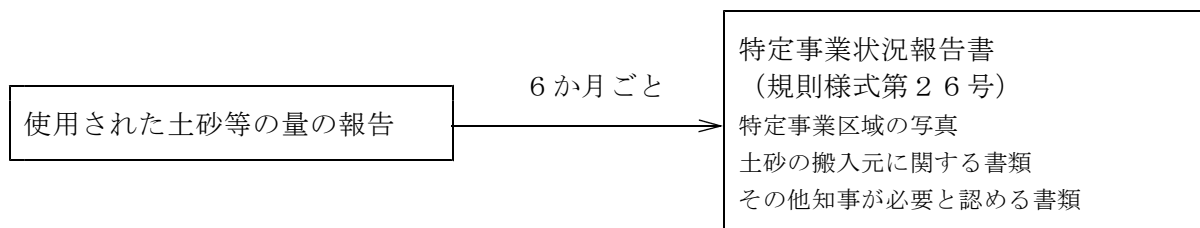
1 特定事業に使用された土砂等の量の報告（条例第71条）

(1) 報告の時期

- ① 特定事業を開始した日から、起算して6か月ごとに当該6か月を経過した日から3週間以内に知事へ報告してください。
- ② 特定事業を完了し、又は廃止したときは、特定事業完了（廃止）届出書とあわせて報告してください。

(2) 特定事業状況報告書（P 3(2)-9 に記載例）

- ① 報告に係る期間内に使用された土砂等の量について報告してください。
- ② 特定事業状況報告書には、報告に係る期間の最後の日前一週間以内に撮影した特定事業区域の写真、土砂の搬入元に関する書類（6か月間の土砂等の搬入量を管理した伝票や土砂等管理台帳（手引き P 4(2)-5 に参考様式）等、期間内の搬入量の確認ができる書類）その他知事が必要と認める書類を添付してください。



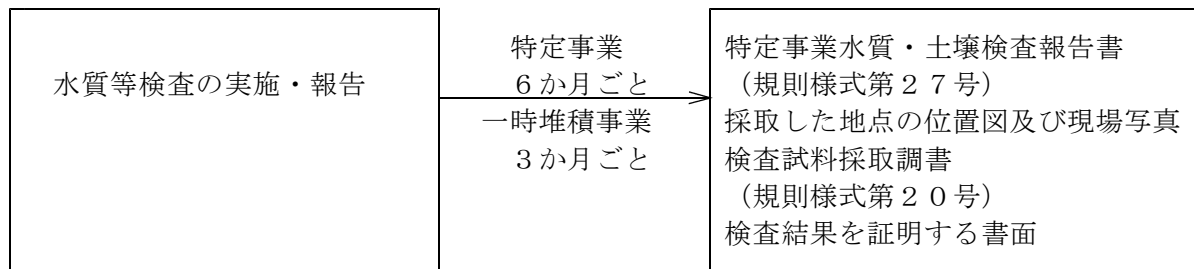
2 水質検査等の結果報告（第72条）

(1) 報告の時期

- ① 特定事業を開始した日から6か月ごと当該6か月を経過した日から3週間以内に報告してください。
- ② 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業を開始した日から3か月ごとに当該3か月を経過した日から3週間以内に報告してください。

(2) 特定事業水質・土壌検査報告書（P 3(2)-11 に記載例）

- ① 土砂等の埋立て等を使用された土砂等の汚染状況を確認するための浸透水の汚濁状況についての検査を行い報告してください。
- ② 報告書には、水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（P 3(2)-3 に記載例）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）を添付してください。
- ③ 浸透水を採取するために必要な措置を講ずることが困難であると知事が認めるとき又は気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないとき又は知事が認めるときは、当該特定事業区域内の土壌検査（土壌の汚染状況についての検査をいう。）を行うことによって、当該水質検査に代えることができます。



3 完了・廃止時等の報告

- ① 特定事業完了又は廃止届出書を提出した後に特定事業区域内の水質検査及び土壌検査を行ない、知事が別に指定する日に知事に特定事業水質・土壌検査報告書を提出してください。
水質検査のための試料の採取に当たっては、知事が指定する職員の立ち会いの下に行うものとし、当該試料の採取は、知事が指定する期日に行ってください。
- ② 水質検査について①の報告書を提出する期限が、6 か月ごとの水質検査の時期から起算して3 か月を経過する日前に到来する場合は、6 か月ごとの水質検査を省略できます。

Ⅲ 施工管理上の留意点

1 標識の掲示 (第 73 条第 1 項)

特定事業区域又はその周辺の見やすい場所に、特定事業が施工されている間、縦及び横それぞれ 90 センチメートル以上の標識を掲げてください。(様式集様式第 9 号、P 4(2)-6 に記載例)

- (1) 許可年月日及びその番号
- (2) 許可の期間
- (3) 特定事業の目的
- (4) 特定事業区域の所在地
- (5) 特定事業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (6) 特定事業を施工する事務所の所在地及び電話番号
- (7) 特定事業の施工を管理する者の氏名
- (8) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時堆積事業にあっては、土砂等の搬入予定量及び搬出予定量)
- (9) 特定事業の施工期間 (着手年月日及び完了年月日)
- (10) 特定事業区域の面積
- (11) 特定事業区域の見取図

2 境界の標示 (第 73 条第 2 項)

特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界に、境界標を設置してその境界を明らかにしてください。ただし、擁壁、側溝その他の構造物により境界を明らかにすることができる場合は、この限りではありません。

3 関係書類の閲覧等 (第 78 条)

- (1) 特定事業を施工する事務所において、特定事業が施工されている間、知事に提出した書類の写しを、周辺住民その他の利害関係有者の求めに応じ、閲覧に供してください。
- (2) 特定事業について、完了若しくは廃止の届出をした日又は許可の取消しを受けた日の翌日から起算して 5 年間、知事に提出した書類の写しを保存してください。

土 砂 等 管 理 台 帳(年 月分)

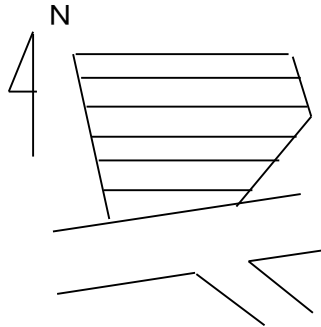
特定事業区域の位置	ほか 筆	特定事業許可番号	徳島県 指令 第 号
		許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
特定事業区域の面積	m ³	使用される土砂等の量	m ³
連絡先電話番号			

発生元事業者名及び住所		工事施工場所		工事現場責任者氏名	
土砂等の発生場所の工事名		搬入土砂等の区分		工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等搬入契約量		土砂等搬入期間	年 月 日～ 年 月 日	土砂運搬契約者名	

日付	搬入量 (m³)	発生場所から特定事業区域への運搬手段				摘 要
		陸上輸送		海上輸送		
		発生場所からの直送	一時堆積場を経由		積込地(↓ 積卸地(海上輸送前後は陸上輸送となる	
	県外堆積場 ()		県内堆積場 ()			
前月までの累計						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
計 (残)						
累計						

注 1 この土砂等管理台帳は、発生場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
2 年度毎に閉鎖すること。
3 摘要の欄には、船名及び土砂等搬入届年月日等を記入すること。
4 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第1に規定する区分を記載すること。

土砂等の埋立て等に関する標識の例

土砂等の埋立て等に関する標識		
許可番号等	〇〇年〇〇月〇〇日付け徳島県指令□第△△号	
許可の期間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	
特定事業の目的	宅地造成	
特定事業区域の所在地	徳島市〇〇町100番及び101番	
特定事業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名	氏名 徳島〇〇株式会社 代表取締役 徳島 太郎	
	住所 徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
	電話番号 088-〇〇〇-□□□□	
特定事業の施行を管理する事務所の所在地及び電話番号	所在地 徳島市〇〇町110番	
	電話番号 088-〇〇〇-△△△△	
特定事業の施工期間	着手年月日 〇〇年〇〇月〇〇日	
	完了(予定)年月日 〇〇年〇〇月〇〇日	
特定事業区域の面積	6,000m ²	
特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時堆積事業にあっては、土砂等の搬入予定量及び搬出予定量)	A町A字A番外 6,000m ³ B町B字B番 3,000m ³ C町C字C番 1,000m ³	特定事業区域の見取図 
	特定事業の施行を管理する者の氏名	